

福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金 (ユニバーサルデザインタクシー) 交付要綱

(通則)

第1条 福岡市公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ユニバーサルデザインタクシーの導入事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、タクシー車両のバリアフリー化の促進を図ることを目的とする。

(補助金の額等)

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 ユニバーサルデザインタクシーの導入事業に対し、市が交付する車両1台当たりの補助上限額は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(令和6年4月1日付け国自旅第439号)に基づく認定レベル1、2については20万円、認定レベル準1については10万円とする。

(交付の条件)

第4条 交付の条件として、以下に定めるとおりとする。

(1) 補助対象事業者

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く)であり営業区域が福岡交通圏であること。若しくは、当該事業の用に供する車両を貸与する事業者であること。
- ② 補助車両の運転手は次のいずれかの研修の受講または資格を有すること。
ユニバーサルドライバー研修、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士

(2) 補助対象経費

- ① ユニバーサルデザインタクシーの導入に要する経費のうち車両本体の価格とする。ただし、消費税額を除く。

(3) 補助対象車両

- ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(令和6年4月1日付け国自旅第439号)に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両であること。
- ② 自動車検査証の使用の本拠の位置が福岡市内であること。
- ③ 補助車両には、別紙の「ユニバーサル都市・福岡」ロゴマーク(ユニバーサルデザインタクシー用)を表示すること。
- ④ 補助車両には、クレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済の全ての決済機能を搭載すること。
- ⑤ 補助車両は、スマートフォンによるタクシー配車アプリでの配車に対応していること。

(4) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと。

- ① この要件については、市長が補助対象事業者の同意に基づいて市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）等の納付状況を調査することにより確認するものとする。

ただし、補助対象事業者が、市税に係る徴収金に滞納がない証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（補助金交付申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、実行可能な申請を行わなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書（様式 4）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 7 条 補助対象事業者は、申請後に補助対象事業の内容を変更するとき、若しくは申請を取り下げるときは、速やかに交付決定変更申請書（様式 5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第 8 条 市長は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、交付決定変更通知書（様式 6）若しくは交付決定取消通知書（様式 7）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めたときは、速やかに補助対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 4 市長は、第 1 項の審査の結果により変更の内容が不相当と認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、取り消した場合は、補助対象事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第 9 条 補助対象事業者は、市長の要求があった場合には、すみやかに事業状況報告書（様式 8）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（様式 9）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額の確定通知書（様式 10）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金支払いの請求)

第 12 条 補助対象事業者は、市長から補助金の支払いを受けようとするときは、支払請求書（様式 11）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助対象事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの要綱の規定に違反すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式 7）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の整理)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得した時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 16 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、5 年間保存しなければならない。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第 17 条 補助対象事業者は、取得財産について、補助対象事業の完了後においても、補助金交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 補助対象事業者は、取得財産について、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、取得財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間を経過したときは前項の限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式 12）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（利用状況の報告）

第 19 条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後に市長から要求があった場合は、当該補助事業に係る施設の利用状況等について市長に報告しなければならない。

（暴力団の排除）

第 20 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第 21 条 補助金の交付に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は住宅都市みどり局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、令和元年度の予算から施行する。

（期間）

3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく補助金の交付について、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合は、この要綱の終期について延長することができる。